

# ご加入皆様へケーブルテレビ、インターネット、 IP電話サービスに関する重要事項説明

## 工事着手までに必ずお読みください。

この度は、ご加入誠にありがとうございます。下記の重要事項についてご確認ください。なお、契約内容の詳細事項については出雲ケーブルビジョン株式会社CATV契約約款、インターネットサービス約款、IP電話サービス契約約款を必ずご確認ください。

なお、ケーブルプラス電話に関する重要事項説明については、別紙をご確認ください。

### 記

#### 1 加入金・工事費・利用料のお支払日について

加入金・工事費・利用料のお支払いは、工事完了日の属する月の翌月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に、ご指定口座からの金融機関自動振替にて行います。またクレジットカード支払いをご指定いただいた場合には、ご利用カード会社の指定日にお支払いいただくようになります。

<CATV契約約款第8条、インターネットサービス約款第24条>

#### 2 月額料金の内訳

毎月のご請求額は、当月分のケーブルテレビ・インターネット利用料金と、前月に利用されたケーブルプラス電話・IP電話サービス料金（従量制サービス）を合算した金額となります。NHK団体一括支払いを利用する場合は、お支払月にNHK受信料額を合算いたします。

#### 3 請求書の発行について

口座引落をご希望された場合、初回のご請求時には、請求書を発行いたします。ただし、翌月分からは、発行いたしません。

クレジットカード支払いの場合には、クレジット会社から送付される明細でご確認ください。当社から請求書はお送りいたしません。

#### 4 NHK受信料について

ICVの利用料にNHK受信料は含まれておりません。NHK受信料は別途必要です。

<CATV契約約款第6条>

#### 5 NHK団体一括支払いについて

NHK衛星受信料は、ICVで団体一括支払い制度をお申込みされると割引となります。ご希望の方は、別途申込が必要です。なお、お支払いいただけない料金がある場合、NHK団体一括支払いをお受けしないことがあります。またNHK団体一括支払いを利用している加入者が、支払いを怠り、サービス停止、契約解除する場合、事前にNHK団体一括支払いを解除することがあります。

#### 6 加入金の返却について

解約・休止をされても加入金はお返しできません。<CATV契約約款第5条>

また、県内、県外へお引越される場合は、他のケーブルテレビ局でも「ICV加入済証」をご利用できる場合がありますので、当社までお問い合わせください。

<加入者相互受入制度>

#### 7 加入金・工事費・利用料の滞納について

加入金・工事費・利用料を2か月以上滞納された場合、当社は催告の上一方的にサービスの停止および契約の解除ができます。アンテナ受信設備の復旧などが必要な場合は、お客様の手配、ご負担となります。

<CATV契約約款第20条>

<インターネットサービス約款第22条>

#### 8 区域外民放局テレビ再送信について

区域外の民放テレビ局のチャンネル（広島ホームテレビ・テレビせとうち）については、気象条件や電波条件等により、画像が乱れることがあります。あらかじめご理解をお願いいたします。なお、当社ではサービスを行っている全チャンネルにおいて受信障害が発生しても利用料金は減額されません。

<CATV契約約款第14条>

#### 9 加入者の禁止事項について

当社に無断でICV設備の改編や増設工事をご遠慮ください。無断での改変・増設等が発覚した場合、当社で改めて適切な設備工事を行い、その費用はお客様負担となります。

また、無断の工事等が原因で、近隣およびICVに何らかの障害が発生した場合は、お客様が損害賠償の責任を負うことがあります。

<CATV契約約款第19条>

#### 10 番組の変更及びチャンネルの変更

ICVの番組内容や放送チャンネルは、予告なく一方的に変更されることがあります。なお、この場合にも、加入金・工事費及び利用料の返却・減額はできません。

<CATV契約約款第13条・第14条>

#### 11 不正視聴について

不正視聴が発覚した場合には、約款に定める損害賠償の請求を行います。

<CATV契約約款第23条>

#### 12 諸手数料等について

視聴場所変更・増設工事・端末機器の交換・お客様に瑕疵がある場合の出張及び工事費、サービスの休止・再開等、原則として有料となります。

<CATV契約約款別表>

#### 13 端末機器（STB）について

ケーブルテレビサービスを視聴するために、当社指定の端末機器を設置する必要があります。端末機器は貸与ですので、加入契約の休止・解約時に当社に返却してください。

端末機器は、性能改善のため仕様を変更することがあります。また、ご加入された時期・地区等の違いにより、設置いただく端末機器が異なる場合があります。

<CATV契約約款第11条>

#### 14 B-CAS, C-CASカードについて

デジタル放送サービスをご利用される場合には、B-CAS, C-CASカードを使用します。このカードは、ICVに帰属し、加入契約の休止・解約時には当社に返納していただきます。なお、カードを破損または紛失された場合は、別表に定める費用を請求します。

<CATV契約約款第7条>

#### 15 加入契約の休止・解約について

お引越される場合や加入契約を休止・解約する場合は、10日前までに当社にお申し出ください。利用料・工事費等はすべて精算させていただきます。

<CATV契約約款第18条・第22条>

#### 16 個人情報の取扱いについて

申込書に記載いただいた個人情報は、当社提供サービスを利用するための各種工事・維持・管理・お知らせ、料金収納、放送・通信に関する調査等、当社業務の範囲内で利用いたします。

<CATV契約約款第24条>

<インターネットサービス約款第43条>



出雲ケーブルビジョン株式会社

Izumo Cable Vision





